

〈医薬品 GLP 省令〉

●P100 第八条第一項第三号

誤：三 ……、これに署名又は記名押印の上保存すること。

正：三 ……、保存すること。

●P101 第八条第一項第八号

誤：八 ……、これに署名又は記名押印の上試験責任者に提出すること。

正：八 ……、これに署名の上試験責任者に提出すること。

●P103 第十五条第一項第十号

誤：十 運営管理者及び試験責任者の署名又は記名押印及びその日付

正：十 運営管理者及び試験責任者の署名及びその日付

●P103 第十五条第二項

誤：2 ……、これを署名又は記名押印の上試験計画書とともに保存しなければならない。

正：2 ……、これを署名の上試験計画書とともに保存しなければならない。

●P104 第十七条第一項第十二号

誤：十二 試験責任者の署名又は記名押印及びその日付

正：十二 試験責任者の署名及びその日付

●P104 第十七条第一項第十三号

誤：十三 ……、署名又は記名押印した文書

正：十三 ……、署名した文書

●P104 第十七条第二項

誤：2 ……、これを署名又は記名押印の上最終報告書とともに保存しなければならない。

正：2 ……、これを署名の上最終報告書とともに保存しなければならない。